

平成 2 1 年第 5 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 9 月 2 日～ 9 月 3 0 日 : 2 9 日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9 月 2 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 同意案第 2 号 3. 諮問第 1 号～第 4 号 4. 承認第 6 号 5. 認定第 1 号～第 1 1 号 6. 議案第 3 5 号～第 4 4 号 7. 議員提出議案第 2 号・第 3 号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
9 月 3 日	木	休 会		
9 月 4 日	金	休 会		
9 月 5 日	土	休 会		
9 月 6 日	日	休 会		
9 月 7 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 認定第 1 号～第 1 1 号 3. 議案第 3 5 号～第 4 4 号 [委員会付託・質疑・討論・採決]
9 月 8 日	火	休 会	委 員 会	
9 月 9 日	水	休 会	委 員 会	
9 月 1 0 日	木	休 会	委 員 会	
9 月 1 1 日	金	休 会	委 員 会	
9 月 1 2 日	土	休 会		
9 月 1 3 日	日	休 会		
9 月 1 4 日	月	休 会	委 員 会	
9 月 1 5 日	火	休 会	委 員 会	
9 月 1 6 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 3 5 号～第 4 1 号 [委員長報告・質疑・討論・採決]
9 月 1 7 日	木	休 会	委 員 会	
9 月 1 8 日	金	休 会	委 員 会	
9 月 1 9 日 ～ 9 月 2 3 日	土 ～ 水	休 会		
9 月 2 4 日	木	休 会	委 員 会	
9 月 2 5 日	金	休 会	委 員 会	
9 月 2 6 日	土	休 会		
9 月 2 7 日	日	休 会		
9 月 2 8 日	月	休 会	委 員 会	
9 月 2 9 日	火	休 会	委 員 会	
9 月 3 0 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 認定第 1 号～第 1 1 号 2. 意見書案第 1 1 号～第 1 4 号 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 5 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 1 年 9 月 2 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から 6 月 2 2 日、3 0 日、7 月 3 日、1 3 日、8 月 2 5 日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成 2 0 年度 2 月分
- (2) 病 院 事 業 会 計 平成 2 1 年度 4 月分～5 月分
- (3) 水 道 事 業 会 計 平成 2 0 年度 3 月分、平成 2 1 年度 4 月分～5 月分

2. 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から 6 月 2 2 日付で受領した。

記

- (1) 中 学 校 4 校 平成 2 0 年度

3. 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長から 7 月 3 日付で受領した。

記

- (1) 中間市文化振興財団
 - ・平成 2 0 年度決算書及び事業報告書
 - ・平成 2 1 年度予算書及び事業計画書

4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 0 年度決算における健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及び監査委員の審査意見書を市長から 8 月 2 7 日付で受領した。

(意見書の提出)

平成 2 1 年 6 月 1 8 日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書
- (2) 核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書

平成21年 第5回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成21年 9月 2日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

平成21年 9月 2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第3～日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 認定第1号 平成20年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第2号 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成20年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成20年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第9号 平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第10号 平成20年度中間市水道事業会計決算認定について

- 日程第 18 認定第 11 号 平成 20 年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第 8～日程第 18 提案理由説明)
- 日程第 19 第 35 号議案 平成 21 年度中間市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 20 第 36 号議案 平成 21 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第 2 号)
- 日程第 21 第 37 号議案 平成 21 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 第 38 号議案 平成 21 年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 第 39 号議案 平成 21 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 第 40 号議案 平成 21 年度中間市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(日程第 19～日程第 24 提案理由説明)
- 日程第 25 第 41 号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(日程第 25 提案理由説明)
- 日程第 26 第 42 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 27 第 43 号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第 28 第 44 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(日程第 26～日程第 28 提案理由説明)
- 日程第 29 議員提出議案 特別委員会委員の定数変更について
第 2 号
- 日程第 30 議員提出議案 特別委員会委員の定数変更について
第 3 号
(日程第 29～日程第 30 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 31 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番	中家多恵子君	2 番	藤本 利彦君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	吉田 孝君	総務部長	中野 諭君
市民部長	小島 一行君	保健福祉部長	藤井 紀生君
福祉事務所長	溝口 悟君	建設産業部長	野上 忠良君
教育部長	中村信一郎君	上下水道局長	佐藤 満洋君
市立病院事務長	行徳 幸弘君	消防長	一田 健二君
総務課長	白尾 啓介君	経営企画課長	松尾 壮吾君
課税課長	門司 清君		
人権男女共同参画課長			林 文男君
介護保険課長	山本 信弘君	健康増進課長	中尾三千雄君
土木管理課長	三島 秀信君	教育総務課長	一田 和彦君
営業課長	有川 善博君	下水道課長	永野 博之君
市立病院課長	成光 嘉明君	財政課長補佐	高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君	次長 小田 清人君
書記 岡 和訓君	書記 江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成21年第5回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から9月30日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は29日間と決しました。

日程第2. 同意案第2号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松本市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第2号中間市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります日高幸夫氏の任期が、平成21年9月21日で満了いたしますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第2号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号はこれに同意することに決しました。

日程第3. 諮問第1号

日程第4. 諮問第2号

日程第5. 諮問第3号

日程第6. 諮問第4号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第3、諮問第1号から日程第6、諮問第4号までの諮問4件を一括議題いたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります千々和節子氏の任期が平成21年12月31日で満了となります。同氏におかれましては、6年にわたりご活躍をいただきましたが、今限りで辞任されることになりました。同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。同氏の後任につきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる坪根澄枝氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一括して提案理由を申し上げます。

諮問第2号における衛藤修身氏、諮問第3号における中島史夫氏、諮問第4号における前田桂子氏におかれましては、現在、本市の人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、いずれの方も平成21年12月31日をもって、その任期が満了することとなります。このことから、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がありましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意をもって取り組んでこられました3名の方を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問4件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより諮問4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....			
1 番	中家多恵子議員	2 番	藤本 利彦議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	13 番	上村 武郎議員
14 番	井上 久雄議員	15 番	山本 慎悟議員
16 番	堀田 英雄議員	17 番	片岡 誠二議員
18 番	下川 俊秀議員	19 番	米満 一彦議員
.....			

○議長(井上 太一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(井上 太一君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮下寛君及び山本慎悟君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 18 票。

以上のとおり全員賛成であります。よって、諮問第 1 号についてはこれを同意することに決しました。

次に、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第 2 号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第 3 号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第 4 号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第 4 号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第 4 号はこれに同意することに決しました。

日程第 7. 承認第 6 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 7、承認第 6 号の専決処分を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第 6 号平成 21 年度中間市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分といたしましたので、同条第 3 項の規定により、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、本年 7 月 24 日から 26 日にかけて記録的な豪雨となりました「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」に伴うもので、市内数カ所において発生いたしました災害等の拡大を防ぐための応急処置を早急に行いましたことによるものでございます。市

内数カ所において、道路冠水やのり面に亀裂が生じるなどの被害が発生したため、被害の拡大を防止するための応急処置を施し、また、のり面崩壊の危険性がある箇所住民の方に対しましては、自主避難を呼びかけ、その結果、1世帯3人の方が自主避難を行っております。

さて、補正予算の主な内容でございますが、昨年6月に中間市災害対策協力会と締結いたしました「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき協力要請いたしました費用としまして180万円、災害業務に従事した職員の時間外勤務手当としまして260万円、災害発生時に迅速に対応するための消耗品費としまして120万円、遠賀川河川敷グラウンド7カ所の整備工事費としまして1,070万円、市内4カ所の公園復旧工事費としまして280万円となっております。

こうした歳出の財源として充当する歳入につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合に積み立てております災害用基金を充て、歳入歳出とも1,930万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,560万円とし、8月10日付で専決処分をいたしましたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

職員の時間外勤務手当266万円ですが、資料によると112人でしたんだということですけど、時間給にしたら幾らぐらいになるんでしょうか。そして、それは、何時から何時までであったのですか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

勤務手当の単価につきましては、2,200円と全職員統一した単価で行っております。それから、時間でございますが、最高が33時間、24日の5時30分からということになってます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

いいですか。

○議員（4番 植本 種實君）

はい。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

今、ご答弁の中で1時間2,200円という数字が出ましたけども、県の、私たちの一般の最低賃金というのは大体800円から780円ということになると、かなり高いと私は思います。この専決処分に関しては賛成はいたしますけども、今の意見を、高いという意見を申し添えます。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決しました。

日程第 8. 認定第 1号

日程第 9. 認定第 2号

日程第10. 認定第 3号

日程第11. 認定第 4号

日程第12. 認定第 5号

日程第13. 認定第 6号

日程第14. 認定第 7号

日程第15. 認定第 8号

日程第16. 認定第 9号

日程第17. 認定第10号

日程第18. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、認定第1号から日程第18、認定第11号までの平成20年度各会計決算認定11件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

認定第1号から認定第9号までにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額は翌年度繰越明許費繰越額1億9,080万円を含み、8億4,160万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が44億3,990万円となり、前年度と比較いたしますと2,780万円の増収となっております。また、一方の歳入の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと47億9,270万円となり、前年度と比較すると1億9,900万円の増額となっております。さらに、地方債の借入額では、総額14億7,470万円となっており、前年度と比較をいたしますと5,850万円の減額となっております。

次に、歳出といたしましては、人件費におきまして、市長・副市長・教育長の特別職の給料の削減や一般職の管理職手当の削減などを引き続き実施をいたしまして、またさらに、新規採用職員の抑制等により、一般会計全体の職員給与等では1億4,720万円の減額となりました。

その他の総務費といたしましては、市制施行50周年記念事業に1,350万円、定額給付金給付事業に4億640万円などの経費となっております。

民生費につきましては、扶助費におきましては、乳幼児医療で平成20年4月から、公費負担の対象者を5歳未満児から小学校就学前に引き上げましたことで540万円の増額となっております。

その他の扶助費におきましては、生活保護費の医療扶助が1億3,600万円減少しており、保護費全体といたしましては、前年度に比べて1億3,760万円の減額となっております。また、民生費における繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業に3億5,920万円、老人保健特別会計に4,670万円、介護保険事業特別会計に4億9,900万円、後期高齢者医療特別会計に1億1,630万円となっており、前年度と比較いたしますと、4億4,310万円の減額となっておりますが、後期高齢者医療制度広域連合市町村負担金が新たに4億7,410万円生じております。

民生費全体といたしましては、前年度と比較すると2億2,440万円の減額となっております。

衛生費では、平成20年10月から妊婦健診の公費負担を2回から6回に拡充したことや、遠賀・中間地域広域行政事務組合への塵芥処理施設負担金が4,430万円増額した

ことなどによりまして、衛生費全体の決算といたしましては、前年度と比較いたしまして3,220万円の増額となっております。

労働費といたしましては、前年度の特定地域開発就労事業新規事業開拓奨励措置費など8,940万円が皆減となりましたが、昨今の経済不況の中、緊急的に雇用の創出を行ったことなどによりまして、決算といたしましては、労働費全体において8,210万円の減額となっております。

農林水産業費といたしましては、農村総合整備事業による農業排水路改修工事費等が4,350万円、債券運用しております、かんがい揚水施設管理運営基金積立金が900万円となったことから、決算では2,820万円の増額となっております。

商工費につきましては、やっちゃん祭りと西部市場まつりの合同開催による経費削減等により、全体で520万円の減額となっております。

土木費におきましては、平成18年度から着手いたしました「二タ股・東中牟田線道路改良事業」の工事費6,110万円、蓮花寺からJR中間駅にかけての曲川にツツジを植栽した事業に710万円、吉田ぼた山地域や岩瀬東地域の活性化のため整備しております「塘ノ内・砂山線」外2路線の工事費に2億1,200万円、これで全体計画延長590メートルがすべて完了したことになります。また、公共下水道事業特別会計に対する繰出金が、前年度と比べ1億3,900万円増加をし、総額4億9,500万円となっております。下水道の普及を推進しております。

この結果、土木費では7,390万円の増額となっております。

消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業といたしまして、緊急災害用のエアertentを購入し、また、弥生地内に防火水槽を設置し、消防設備の充実を図っております。

教育費におきましては、平成17年度から実施しております各小中学校のトイレの改修工事を引き続き行うとともに、中間小学校体育館につきましても改修工事を行うなど、学校教育環境の整備を行っております。また、地震対策として、平成18年度に実施しました「優先度調査」に基づき、中間東中学校の耐震補強実施設計を行い、工事費につきましては、翌年度繰り越しの上、平成21年度夏休みに着工いたしております。今後も引き続き耐震診断の実施を行い、安全・安心な学校づくりを計画をいたしております。

その他の施設の整備といたしましては、中間市体育文化センター及びなかまハーモニーホールの大規模改修に取り組み、市民の利用に対する環境整備を行いました。このような教育費全体の決算といたしましては、前年度と比較をすると5,900万円の増額となっております。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

そのほか、特別会計につきまして、ご報告いたします。

特別会計国民健康保険事業では、歳入歳出差し引き7億5,540万円の歳入不足となっております。この中から前年度繰上充用金7億6,590万円を除きます単年度収支に

おきましては、1,040万円の黒字決算となっております。この要因といたしましては、医療制度改革に伴う前期高齢者に関する財政調整の増額が主なものでございます。

国民健康保険加入者数につきましては、75歳以上の加入者が、新設された「後期高齢者医療制度」に移行したことによりまして、前年度と比較して5,707人、率にいたしまして29.3%と減少しております。累積赤字の解消に向けましては、20年度から始めました「特定検診・特定保健指導の推進、医療費の適正化、収納率の向上」などを積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、貸付金の回収については、引き続き最大限努力をいたしておりますが、平成20年度も歳入歳出差し引き6億1,574万円の歳入不足となっております。この不足額につきましては、今後とも貸付金の徴収努力をいたしまして、不足額の解消を図ってまいります。

地域下水道特別会計につきましては、中鶴地区、曙地区の下水処理場等を維持管理する経費が主なもので、歳入歳出の差し引き額では330万円の黒字となっております。

公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出の差し引き額は387万円の黒字決算となっております。

公共下水道は、今年度到大辻蓮花寺幹線などの幹線整備や上底井野地区・垣生地区・小田ヶ浦地区・岩瀬地区など、市内32地区で整備を行い、普及率は49.3%に達しております。また、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は59.2%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努力してまいります。

老人保健特別会計につきましては、歳入歳出差し引き1,060万円の黒字となっております。これは医療費負担金などの超過受け入れがあったことによるものであります。この超過受け入れにつきましては、次年度に精算が行われる予定でございます。平成20年度決算額は、前年度と比較しますと、歳入歳出とも大幅に縮小されております。これは平成20年度予算では、平成20年3月診療分の1カ月分のみに対しての歳入歳出となったことによるものでございます。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、新たな用地の取得はなく、また、前年度までは公債費の利息の支払いだけとなっておりますでしたが、本年度から元金の支払いが開始され、580万円の増額となっております。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、本年度は歳入歳出差し引き7,800万円の黒字決算となっております。平成21年3月末現在における要介護認定者数は2,563人で、昨年度と比べ0.6%増加をし、保険給付費は29億7,600万円で前年度と比べますと1億1,000万円、率にして3.8%の増加となっております。これは第3期高齢者総合保健福祉計画期間中における介護保険施設の増床と地域密着型サービス施設でありますグループホームの拡充が主な要因と考えられます。

同じくサービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は8,547件であり、前

年度繰越金を含め、歳入歳出差し引き１６０万円の黒字決算となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、平成２０年４月から新設された会計であり、歳入の主なものにつきましては、被保険者からの保険料であり、また、歳出の主なものにつきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。決算額は歳入として５億９,３００万円、歳出といたしまして５億８,１１０万円で、歳入歳出差し引きは１,１８０万円の黒字となっております。これは市町村会計では出納整理期間中である４月、５月に納付された保険料を平成２０年度会計で受け入れるためでございます。

なお、その間に納付された１,１８０万円は、平成２１年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に支出することになっております。今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心・信頼の医療の確保と予防医療を進めながら、医療費適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的な運営に努力してまいります。

以上が各会計の決算でございます。

最後に、平成２０年度普通会計決算における財政状況でございますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９７．９％と前年度と比べ１．８ポイント改善いたしております。これは歳出において新規職員採用者数を抑制することなどで１億５,０４０万円減額をするなど、義務的経費総額では前年度と比べると２億６,０８０万円減額し、歳入においては、地方消費税交付金等の減額はあったものの普通交付税の増額や市税徴収強化による徴収率アップ等により、経常一般財源等収入総額が１億６２０万円増額したことが主な要因と考えております。しかし、いずれにいたしましても高水準にあることは変わりはなく、今後とも行政の効率化を図り、経費の抑制に努め、行財政改革に積極的に取り組んでまいります。

以上、地方自治法第２３３条第３項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけて市議会の認定に付すものでございます。

なお、同条第５項及び第２４１条第５項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出いたしております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、認定第１０号平成２０年度中間市水道事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出における総収益につきましては、１０億４,７７３万７,１８１円となり、前年度と比較いたしますと２,４１０万円の減額となっております。これに対する総費用といたしましては、１０億３,０３８万１,７８１円であり、前年度と比較すると８００万円の増額となっており、当年度の純利益は１,７３５万５,４００円となっております。また、資本的収入及び支出における総収入につきましては２億４,３９３万８,５８２円で、これに対する総支出は４億７,６７８万３,８６８円となり、差し引き

2億3,284万5,286円の不足が生じましたが、この不足額は当年度分の損益勘定留保資金で全額補てんいたしております。

次に、平成20年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万7,576戸で、前年度より221戸増加しておりますが、給水人口につきましては6万5,978人で、前年度より520人減少しております。また、有収水量につきましては、642万8,779立方メートルで、前年度より10万9,433立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせまして、生活様式の多様化する中で、節水意識の高まりなどによりまして、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。また、良質な水道水質の維持及び向上に向けては、施設の維持及び改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしております。それらの費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなることが予想されますが、より一層、効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上が、平成20年度水道事業決算の概要でございます。

なお、地方公営企業法第30条第6項の規定に基づきまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出をいたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、認定第11号平成20年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきまして、ご説明をいたします。

まず、収益的収支につきましては、病院事業収益18億1,733万3,908円に対しまして、病院事業費用は19億7,181万3円となり、単年度収支において1億5,450万円の純損失となっております。このため、前年度繰越欠損金の5億200万円に当年度純損失を加えました6億5,650万円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入9,575万8,000円に対しまして、支出は1億1,862万1,587円となり、これによります差し引き不足額2,290万円につきましては、繰越損益勘定留保資金、また、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんをいたしております。また、患者数につきましては、入院延患者数にあっては2万5,968人で1日平均71人となっております。また、外来延患者数につきましても7万1,436人で、1日平均266人となっております。

本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面におきましても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定により、監査委員の意見

書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして、提出をいたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております各会計決算認定 11 件に対する質疑は 9 月 7 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 19. 第 35 号議案

日程第 20. 第 36 号議案

日程第 21. 第 37 号議案

日程第 22. 第 38 号議案

日程第 23. 第 39 号議案

日程第 24. 第 40 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 19、第 35 号議案から日程第 24、第 40 号議案までの平成 21 年度各会計補正予算 6 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 35 号議案平成 21 年度中間市一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、我が国が直面している経済危機を克服するため、政府が経済危機対策を発表し、あわせて国費 15 兆 4,000 億円、事業費ベースでは 56 兆 8,000 億円という過去に例を見ない大規模な経済危機対策を盛り込んだ「平成 21 年度第 1 次補正予算」が 5 月に成立したことに伴い、その関連経費を中心に予算計上いたしております。

まず、歳出につきましては、総務費におきまして、法人市民税等の還付といたしまして、市税過年度還付金を 1,500 万円増額計上しております。

民生費につきましては、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の建設費補助金といたしまして 7,870 万円、隣保館鉦害復旧に係る調査設計委託料として 860 万円、小学校就学前 3 年間に該当する児童を対象に、1 人当たり 3 万 6,000 円を支給する「子育て応援特別手当」といたしまして 3,960 万円、底井野小学児童保育所整備及び児童センター・親子広場リンク移転に伴う実施設計委託料等といたしまして 410 万円を計上し、少子高齢化施策のさらなる充実を図ることといたしております。

衛生費につきましては、新型インフルエンザ対策として、マスクや防護服等の購入費用 120 万円、がん検診を推進するための経費 670 万円等を計上し、健康で暮らしやすい、

まちづくりに資するものとしたしております。

労働費につきましては、緊急雇用創出事業といたしまして、現在実施しております垣生公園景観整備事業を引き続き行うための経費1,200万円を初めとして、総額2,100万円を計上し、地域における雇用の場の確保を図ることとしたしております。

農林水産業費につきましては、福祉センター跡地への地域交流センター等の建設に係る調査設計業務委託料といたしまして1,050万円を計上し、平成22年度建設に向けて事業開始をすることとしたしております。

商工費につきましては、商店街の活性化及び地球温暖化対策を目的といたしまして、商店街の街路灯を変更する環境整備補助金700万円を計上しております。

次に、土木費につきましては、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源といたしました「鳴王寺・塘ノ内線道路改良事業、御館・通谷線誘導ブロック設置事業、中間・引野線外3路線防犯灯設置事業」に伴う経費、さらに、国の補助事業関連で実施いたします「二タ股・東中牟田線、御館・通谷線、砂山・中底井野線」、それぞれの道路改良工事及び曲川防護柵景観整備工事費等の道路新設改良費といたしまして1億2,800万円、JR中間駅にエレベーター及び障害者用トイレを設置し、高齢者・障害者等の社会参加を促進するための補助金4,000万円等を計上いたしております。

次に、消防費といたしましては、消防団格納庫の改修経費といたしまして600万円を計上し、安全安心なまちづくりを行うものとしたします。

教育費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の単価改定に伴いまして、1,070万円の増額、小中学校の太陽光発電システム導入に伴います実施設計委託料300万円、小中学校地上デジタル放送受信事業費といたしまして3,610万円、中間中学校校舎及び屋内運動場耐震診断委託料といたしまして1,380万円、中学校武道必修化に向けまして、4校の武道場新築に伴います実施設計委託料といたしまして1,000万円、小中学校校務用パソコン整備費といたしまして1,220万円、中学校校内LAN工事費といたしまして1,790万円の予算を計上いたしております。

国の1次補正において、文部科学省は「スクール・ニューディール」構想に基づき、学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修拡大、また、地上デジタルテレビ、学校コンピューター及び校内LAN等の学校ICT環境整備を推進する目的で4,881億円を予算措置をいたしております。

本市におきましても、国の補正予算に係る財政措置を最大限に活用し、学校における教育環境整備を進めてもらいたいと考えております。

このような歳出に伴う歳入予算につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施するものとして配分される地域活性化経済危機対策臨時交付金1億5,150万円、安全・安心な学校づくり交付金2,580万円、福岡県介護基盤緊急整備補助金7,870万円等、国県支出金が合わせて3億9,640万円、産炭地域活性

化基金助成金 8,440 万円等の諸収入として 9,410 万円、補正予算債等の地方債を 4,280 万円計上いたしております。

今回の補正予算につきましては、議決をいただきましたら可能な限り速やかに執行し、地域における景気の底上げとともに、雇用及び就業機会の創出を図るものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 5 億 3,150 万円の補正予算を追加計上いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 162 億 710 万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 36 議案平成 21 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、総務管理費のうち医療制度改革に伴う電算システム開発のための委託料といたしまして、199 万円を増額いたしております。また、新設されました「高額療養費特別支給金制度」のために、償還金利子及び割引料といたしまして、100 万円を新たに予算計上いたしております。さらに、前期高齢者納付金といたしまして、92 万円を増額いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、「高額療養費特別支給金」に係る特別調整交付金といたしまして 100 万円、電算システム改修のための繰入金といたしまして 199 万円、補てん収入といたしまして 92 万円を増額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 391 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 66 億 4,509 万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 37 号議案平成 21 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、政府の緊急経済対策により、工事請負費を 6,000 万円増額するものでございます。

次に、歳入におきまして、下水道事業費国庫補助金を 5,500 万円及び下水道事業債を 500 万円それぞれ増額するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 6,000 万円を増額し、予算の総額を 20 億 8,240 万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 38 号議案平成 21 年度中間市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、平成 20 年度老人医療給付費支払基金負担金、国庫負担金及び一般会計繰入金の超過受け入れによりまして、精算返還するものでございます。

まず、歳出につきましては、総務費といたしまして、支払基金返還金に 90 万円、国庫

負担金返還金 170 万円及び一般会計への返還金 800 万円の合計 1,060 万円を計上いたしております。

次に、歳入につきまして、平成 20 年度からの繰越金 1,060 万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも 1,060 万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,065 万円とするものでございます。

このような返還金が生じた理由といたしましては、平成 19 年度までにおいては、前年度の精算金は現年度の給付費負担金から相殺し、残金を交付されていたところですが、平成 20 年度から老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行したことに伴いまして、老人保健の給付費負担金が不足し、相殺ができなくなりましたことによるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第 39 号議案平成 21 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、平成 20 年度事業における介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う償還金として、国庫償還金 260 万円、支払基金償還金 1,700 万円を計上いたしております。

総務費におきましては、非常勤嘱託職員として勤務しておりました介護認定審査委員の退職に伴い、後任の委員を委託業務とすることにより、委員報酬及び委託料を 430 万円、また、地域支援事業におきましては、特定高齢者を対象に実施いたしております「通所型介護予防事業の事業委託料」の見直しに伴い、40 万円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、歳出補正に伴う交付金等を 470 万円、平成 20 年度事業における確定追加交付の県費負担金 30 万円を増額し、また、前年度繰越金 1,930 万円をそれぞれ計上いたしております。

以上により、保険事業勘定の補正予算総額を歳入歳出それぞれ 2,430 万円増額をし、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を 32 億 3,238 万円とするものでございます。

どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第 40 号議案平成 21 年度中間市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、中間市行財政集中改革プランに基づく浄水場運転業務の一部を民間委託することに伴うものでございます。その内容といたしましては、平成 22 年 4 月の実施をめどに休日及び夜間の浄水場運転業務を民間業者へ委託するための契約を本年度中に締結をいたしまして、受託業者が本年度中の運転業務技術習得のための研修期間も必要なことから、長期契約に係る来年度以降 3 カ年分の委託費用 1 億 3,200 万円を債務負担行為

として計上するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております補正予算 6 件に対する質疑は 9 月 7 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 25. 第 41 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 25、第 41 号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 41 号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年 5 月 22 日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、国の緊急の少子化対策の一環として、暫定的に出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴いまして、本市においても政令改正の趣旨を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げるものでございます。

その内容といたしましては、同施行令の改正内容に準拠し、本年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産される方を対象といたしまして、出産育児一時金の支給額を現行の 35 万円から 4 万円引き上げ、39 万円とするものでございます。

なお、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産された方に対する支給額は現行どおり 3 万円が加算され、42 万円となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第 41 号議案に対する質疑は 9 月 7 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 26. 第 42 号議案

日程第 27. 第 43 号議案

日程第 28. 第 44 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 26、第 42 号議案から日程第 28、第 44 号議案までの組合規約変更等 3 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第４２号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、また、第４３号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、また、第４４号議案福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

今回、これらの一部事務組合及び広域連合において組織する地方公共団体の数を増減し、規約を変更することにつきましては、平成２２年１月１日に、前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることによるものでございます。これらの内容につきまして、順に申し上げます。

まず、福岡県市町村職員退職手当組合につきましては、この合併により、糸島地区消防厚生施設組合が解散されることに伴う同組合の脱退並びに、前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させ、糸島市を加入させるものでございます。

次に、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合につきましては、前原市を脱退させ、糸島市を加入するとともに、同組合議会の議員の定数を１１人から１０人にするものでございます。これらの組合の地方公共団体の数の増減及び規約の改正につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律第１３条第２項において準用する地方自治法第２９０条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、福岡県後期高齢者医療広域連合につきましては、前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を脱退させ、糸島市を加入させるとともに、同広域連合の議会の議員の定数を７７人から７５人にするものであり、市町村の合併の特例等に関する法律第１３条第２項において準用する地方自治法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております組合規約変更等３件に対する質疑は９月７日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２９．議員提出議案第２号

日程第３０．議員提出議案第３号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第２９、議員提出議案第２号及び日程第３０、議員提出議案第３号を一括して議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案２件は、提案理由の説

明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号、2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、議員提出議案第2号特別委員会委員の定数変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号特別委員会委員の定数変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 1. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第3 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、青木孝子さん及び井上久雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時05分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 井 上 久 雄